



News 10月号

News 10月号

☆ フリーランス新法 ☆

2024年11月1日から「フリーランス新法」が施行されます。違反した場合には罰則規定も設けられているため、フリーランスに業務委託する企業などにとってきちんと理解しておくべき法律です。

フリーランス新法では、フリーランスに業務を発注する企業や個人事業主に対し、下記が義務付けられています。

■義務項目

- ①書面やメールなどによる取引条件(業務内容や報酬額等)の明示
- ②報酬支払期日(納品日から60日以内)の設定・期日内の支払い
- ③禁止行為(フリーランスの責めに帰すべき事由のない受領拒否や報酬の減額、返品、買ったたき等)
- ④募集情報の的確表示(虚偽の表示や誤解のある表現はNG)
- ⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮(日程調整やオンライン対応等)
- ⑥ハラスメント対策に係る体制整備(従業員研修や相談対応の整備等)
- ⑦中途解約等の事前予告・理由開示(少なくとも30日前までに予告が必要)

ただし、上記の義務付けられる項目については企業側における従業員の有無や、フリーランスへの委託期間によって異なるため、下記のフローチャートを参考のうえ、適切に対応しましょう。



引用:公正取引委員会「フリーランス法特設サイト」

さらに詳しい内容については「フリーランス法特設サイト」がございますのでご参考にしてください。



☆ コラム (飯島のつぶやき) ☆

健康寿命が大事

平均寿命とは「0歳における平均余命」のことです。健康寿命とは、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のことです。

平均寿命と健康寿命の差は日常生活に制限のある「不健康な期間」を意味します。

【女性】平均寿命：87.45歳、健康寿命：75.38歳
→約12年の差

【男性】平均寿命：81.41歳、健康寿命：72.68歳
→約9年の差

【介護リスクについて】

健康寿命である女性75歳、男性72歳以降の年齢では、高齢になるほど介護等のリスクが高まります。

実際に要介護・要支援に認定された方の割合は以下の通りです。

75～79歳では約7.9人に1人

80～84歳では約3.8人に1人

85歳以上になると約1.7人に1人

→平均寿命と健康寿命の差である「不健康な期間」に多くの方が要介護・要支援に認定されています。

【介護の原因】

○介護が必要となった主な原因

第1位：認知症(17.6%)

第2位：脳血管疾患(脳卒中)(16.1%)

第3位：高齢による衰弱(12.8%)

第4位：骨折・転倒(12.5%)

第5位：関節疾患(10.8%)

「ぴんぴんころり」から「ぴんねんころり」へ

「ぴんぴんころり」(突然死)は年間約8～10万人、突然死の多くが血管事故で、心疾患が約60%、脳血管疾患が約20%を占めています。

近年は「ぴんねんころり(要介護状態)」が増加。

医療の進歩により、血管事故の致命率は心筋梗塞が約20%、脳卒中は約10%と低く、多くが後遺症で重度のマヒや障害・介護状態になる可能性があります。

認知症のうちアルツハイマー型認知症は、高血圧や糖尿病がそのリスクと関わりがあるといわれているそうです。

ピンコロ(ピンピンコロリ)と行(逝)きたいものです。

今月の一言

『これからの人生で今日がいちばん若い日』

あとどのくらい生きるのかは自分にもわかりません。この先どうなっちゃうのか?ただ、昨日までは過去のこと。今この瞬間を大切にしたいです。